

一、退職賜金増額の件

イ 転職手當を百五十日分及至二百一十五日分支給する事

ロ 解雇手當を勤続期間一ヶ月に付十五日分支給する事

ハ 解雇特別手當を三十日分乃至百二十日分支給する事

ニ 陸軍職工規則第八十三条の勤續賞與を支給する事

ホ 退職者に特別昇給する事

ヘ 請負者の手當算定を特別考慮する事

一、解雇者選定に関する件

第一に希望者を選定する事

解雇者の選定は公平に行ふ事

非常に生計困難なる者又は公務に依る不具者は此際解雇せざる事

本停年延期に非ずして近く年金資格の發生する者は此際解雇せぬ事

ハ 今回の解雇者は今後就職優先権を附與する事

ニ かく陸軍部内の行財政整理による大量解雇反対運動が最高調に達したる時、若規首切り内閣は例れ大審内閣が成

立したるを以て暫時靜觀する事にした。而れども大審内閣又行財政整理を實行する事になりたるも、上海事變その

他時局の關係上陸軍部内の行財政整理は、軍制改革と共に昭和七年度内は行はざる事に三月下旬に至つて決定した。

専賣局——行財政整理に併ふ専賣局内の職工整理反対運動は、臨休反対闘争と併せ行ふこととし、十月十六日

の全國煙草勞働組合協議會の決定に基き、平野前專賣局長官と折衝したる結果、多少の臨休を忍ぶ事に依つて職工の

失業を防ぎ得るとの言明を得たるを以て運動を打切つて當局の態度を注視して來たが、本年三月に至り民間房屋を借

りて經營して來た小工場數箇の閉鎖に併ふ數百名の解雇者を出だしに至つた事は、専賣局數年來の懸案を行つたに過

りぎすといへども遺憾に堪えない。

陸軍職工規則改正

多年本同盟の運動し來つた陸軍職工規則の改正は、七月三日附官報を以て公布され八月一日より實施された。改善の主なる點は（一）休務制度の創設（二）公傷病及傳染病防止者日給全額支給、（三）祖父母の忌引積一日有給（四）陸軍紀念日有給休日（五）滿期退職の豫告手當、（六）殘業割増の增加等にして、尙從來の勤

賞與は新勤續賞與（每年末支給）解雇賞與（退職の際支給）の二種に分ち左表の如く支給される事になつた。

陸軍勤續解雇賞與表

（昭和六年七月三日陸軍省令第十一號に依り改正す）

勤續年數	新勤續賞與			解雇賞與（解雇の際支給）
	勤續賞與（每年末支給）	前年受領の勤續賞與との計	累計	
一年	一年			一五日分
二年	三年			二〇日分
三年	四年			三五日分
四年	五年			五〇日分
五年	六年			六五日分
六年	七年			八〇日分
七年	八年	本改正前に既に十三 年以上勤續してゐる ものは十二年以上現		九五日分
八年	九年			一一〇日分

一五